

徳島県選挙管理委員会告示第四号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成三十一年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により、告示する。

令和元年五月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
土井公二後援会	土井公二	土井雅代	板野郡北島町鯛浜字大西一六
長浜賢一後援会	長濱賢一	長濱淳子	鳴門市撫養町斎田字浜端西一〇二・四